

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、遺族厚生年金の支給を求めることである。

第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、老齢厚生年金の受給権者であるA(以下「亡A」という。)が平成〇年〇月〇日に死亡したので、平成〇年〇月〇日(受付)、社会保険庁長官に対し、亡Aの妻であるとして、遺族厚生年金の裁定を請求(以下「本件裁定請求」という。)した。
- 2 社会保険庁長官から本件裁定請求に係る事務を引き継いだ厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「厚生年金法第59条に該当する遺族とは認められないため。」として、遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服として、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。
- 4 当審査会は、平成〇年〇月〇日、亡Aの孫であるBを利害関係人に指定した。

第3 問題点

- 1 老齢厚生年金の受給権者が死亡した場合、死亡した者(以下「適格死亡者」という。)の配偶者で、当該死亡の当時適格死亡者によって生計を維持したのものには、遺族厚生年金が支給される。そして、適格死亡者によって生計を維持した配偶者とは、適格死亡者と生計を同じくしていた配偶者で、年額850万円以上の収入又は年額655万5千円以上の所得(以下、上記の収入額又は所得額を「基準額」という。)を将来にわたって有

すると認められる者以外のものとされている(厚生年金保険法第58条第1項、第59条第1項及び第4項、厚生年金保険法施行令第3条の10並びに平成6年11月9日付庁文発第3235号社会保険庁運営部年金指導課長通知参照)。

- 2 本件の場合、亡Aが、その死亡の当時適格死亡者であったこと、及び、同人の死亡の当時請求人が亡Aの妻であって、基準額を将来にわたって有すると認められる者以外のものであったことについては、本件資料から明らかであり、この点についての当事者間の争いはないと認められるから、本件の問題点は、請求人が亡Aの死亡当時同人によって生計を維持したものと認めることができるかどうか、ということである。

第4 事実の認定及び判断

- 1 本件資料によれば、次の事実を認定することができる。
  - (1) 請求人と亡Aは、平成〇年〇月〇日に婚姻の届出をした。亡Aは平成〇年〇月〇日午後〇時〇〇分、抹消性T細胞リンパ腫により死亡したが、亡Aに係る死亡届は、亡Aの子で利害関係人代理人であるC(旧姓:〇〇)が届け出た。
  - (2) 亡Aは、平成〇年〇月〇日に〇〇市〇〇〇〇区〇〇町〇〇〇番地〇-〇〇〇号(以下「C宅」という。)から〇〇〇市〇〇〇〇丁目〇番〇〇号(以下「d宅」という。)に、平成〇年〇月〇日にd宅からC宅にそれぞれ転居し、以後同人が死亡するまでその住所に変更はない。請求人は、平成〇年〇月〇日に〇〇〇市〇〇丁目〇番〇号(以下「e宅」という。)からd宅に転居し、以後亡Aが死亡するまでその住所に変更はないから、平成〇年〇月〇日から亡Aが死亡するまでの8日間、請求人と亡Aは住民票上の住所を異にしていた。利害関係人及び利害関係人代理人(併せていうときは、以下「利害関係人ら」という。)は、平成〇年〇月〇日に〇〇市〇〇〇〇区〇〇〇町

○番地○○からC宅に転居し、以後亡Aが死亡するまでその住所に変更はない。

(3) 亡Aが所有していたマンションであるC宅は、同人と株式会社fプラスチック（以下「f社」という。）との間に平成○年○月に締結された賃貸借契約に基づき、平成○年○月○日に至るまで中断することなくf社に賃貸され、亡Aが住民票を移動した平成○年○月○日当時も、f社の社員がC宅に居住していた。

(4) 国家公務員共済組合連合会g病院・D医師作成の診断書（平成○年○月○日付）の必要部分をそのまま摘記すれば、

次のとおりである。

姓名 A

病名 悪性リンパ腫

付記 上記診断にて当院入院加療中であり、今後更なる入院を要する。意思の疎通は可能であり、自己判断能力を有すると診断する。

(5) 亡A名義のd銀行総合口座通帳（店番号○○○ 口座番号○○○○○○○）上、平成○年○月○日から平成○年○月○日にかけてのほぼ毎月1回及び平成○年○月○日から平成○年○月○日にかけてのほぼ毎月1回電話代が、平成○年○月○日から平成○年○月○日にかけての毎月1回電気代が、平成○年○月○日から平成○年○月○日にかけての毎月1回ガス代が、それぞれ口座引落としされている。

(6) 請求人作成の「陳述書」と題する家庭裁判所○○支部あての書面（平成○年○月○日付）の「4. 別居の経緯の(2) 調停、(3) 別居」及び「7. 訴訟の進行について」には、次のような記載がある。

#### 4. 別居の経緯

(2) 調停平成○年○月○日の口論以来、私達夫婦には会話がなくなり、お互いを避けて暮らすようになりました。被告（注：亡A）が1階の和室や、リビ

ングを使用し、私が2階の部屋を使用して、食事も別々にとり、平成○年○月からは炊事、洗濯などの家事も別々に行う、いわゆる家庭内別居状態となりました（なお、寝室は婚姻当初から別々でした）。私は、この異常な生活が苦痛で、気持ちの休まるどころがなくなり、心身不調になりました。私の高齢の母親も心労で心身に変調を来たしてしまいました。「娘が殺される。」と泣きながら長女Dや○○に住んでいる妹に電話して妹に私の家を見てきてと騒ぎになりました。母親にこれほど心配を掛けているのかと思うと離婚への迷いはなくなりました。私は、○○家庭裁判所○○○支部に被告帰関係調整調停事件（平成○○年（家イ）第○○○号）を申し立てました。調停は2回行われましたが、被告が「離婚はいたしかたないが、財産分与として、○○○○万円を渡さない限り応じない。」と無茶な要求をするので、同年○月○日不成立で終了しました。

#### (3) 別居

その後も、私と被告の家庭内別居状態は続いていましたが、平成○年○月、被告は悪性リンパ腫と診断されて、g病院に入院しました。平成○年○月には、同病院を退院したようです。私と離婚係争中だからでしょうか、被告は、○○○の自宅には戻らず、友人の持っているマンションに身を寄せているようです。そのため、現在、私と被告は、別居しております。

7. 訴訟の進行についてこの離婚訴訟を提起したのは、昨年の○月です。

被告は、病気を理由にして、これまで設けられた期日を3度にわたり欠席し、答弁書すら提出しませんでした。

このようないい加減な対応を半年も続けていることには、大変憤りを感じます。被告は、悪性リンパ腫という重い病気ではありますが、病気が発覚する以前から、第1回口頭弁論期日に検査入院の日程を組むなど、裁判を引き延ばしているとも

受けとられかねない行為をしたことも事実です。

今年の〇月には、退院し、〇〇〇の自宅に荷物を取りに来たときにも、普段と変わらない様子で、私に悪態を衝いたりしていました。

その際、行政書士会に出席すると言って、スーツを何着か持ち出していました。

行政書士会には出席できて、裁判所に出頭できないのはおかしいと思います。

私も、肉腫や狭心症の持病を抱えながら、この裁判に臨んでおりますし、私の母親も再生不良性貧血にかかり、明日をも知れぬ危篤状態にあります。

私は、1日も早く離婚して、平穏な生活に戻り、高齢の母親の看病と持病の治療に専念したいと思っております。

## 2 請求人は、次のように述べている。

(1) 請求人と亡Aは再婚同士である。

亡Aが若いころ、請求人の実家に間借りをしていた。亡Aは、そこを出てからも請求人の母とずっと交流があった。年月を経てお互い独り身になり、請求人の母の所で再会したことが縁で、お互い老後を助け合って生活していこうと再婚した。亡Aの再就職先が〇〇〇だったので、e宅に住むことにした。しかし、大の男が私の持ち家では肩身が狭かろうと思い、また、新しい所で新たにスタートしようと、請求人が全財産を使ってd宅を購入し、そこに引っ越した。d宅の前に鉄塔があり、亡Aがリンパ腫になったとき、鉄塔から出る電磁波が悪いので家を売ると亡Aが言い出した。請求人がそれを断ったら、お金を出せということになった。亡Aには娘（注：利害関係人代理人を指す。）が一人おり、平成〇〇年初めころから3回続けて理由の説明のないお金の請求をされた。亡Aが出すよう言うので、2度は渡したが、3度目は夫婦仲が悪くなるほどめ、結局渡すのを断ったところ、娘との関係が悪化するようになり、また、亡Aからは離婚すると言われた。

(2) 請求人は亡Aと離婚訴訟中であったことは事実であるが、これは、亡Aの「この家を売って〇〇〇万円よこせ」などという無茶な金銭の要求に耐えかねて、請求人の財産を守るためにやむを得ず訴訟を起こしたものである。請求人は一度離婚しているのに、今度は何としても最後まで寄り添うつもりであったから、本当は離婚は望んでいなかった。むしろ、亡Aが無茶な要求を取り下げを願っていたくらいであり、無茶な要求さえ取り下げてくれれば、請求人としては離婚訴訟も取り下げるつもりであった。

(3) 亡Aは平成〇年〇月〇日ころ対癌治療のため入院したが、それまではd宅で生活していた。亡Aからは年金すべてを預かり家計を任されていた。平成〇年〇月〇日に請求人と亡Aが口論して以来、請求人は亡Aに預金通帳を返したが、その後も電気・ガス・水道等の公共料金は、亡Aが支払っていた。請求人もパートで少しの収入があったので、自分の食事は賄った。亡Aは、入院後も一時帰宅のときなどは帰ってきた。亡Aの入院中、同人からは病院には来なくてもよいと言われていた。そして、請求人の母も急性疾患（病名：再生不良性貧血）であったので、請求人が母の看護、請求人の娘が亡Aの看護と手分けして面倒を見ていた。亡Aの病状等は、娘や近くに住む亡Aの友人から随時伝えてもらい、持ち回り品の調達などは請求人が準備していた。入院費用は、亡Aが支払っていた。

(4) 亡Aは抗癌治療の合間に、同人の友人所有のマンション（〇〇市〇区〇〇町〇ー〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇ー〇〇〇〇号室）を借りて、そこで寝起きし、通院していた。亡Aの住民票が、亡くなる1週間前にC宅に移動しているが、C宅は当時f社に賃貸に供していたから、なぜそのような手続を亡Aが執ったのか、その理由をはっきりしない。亡Aとは亡くなる2週間ほど前

に会ったのが最後であるが、住民票のことについては何も言っていなかった。このように、亡AがC宅に居住することができないことは明らかであるから、実態として、平成〇年〇月〇日の婚姻以降、請求人と亡Aは継続して同居していた。

(5) 亡Aは平成〇年〇月〇日に死亡したが、請求人は利害関係人代理人から、病室に入ることや葬儀への参列を拒否されたので、亡Aの最期を看取することも葬儀への参列も叶わなかった。病室や葬儀の場で、お金のことで利害関係人代理人や亡Aの親類と諍いを起こすのが嫌だったので、あえてトラブルを起こすようなことは避けた。こうした事情から、亡Aに係る相続放棄もした。

3 利害関係人らは、次のように述べている。

請求人と亡Aは、3、4年前から家庭内別居となっていたが、購入したばかりの新築一戸建てに住んでいたこともあり、両名とも家を出ていけない状況であった。そんな中、請求人は離婚訴訟を提起している。訴訟は〇〇〇の家庭裁判所で行われていた。亡Aは、家を出ると不利になると、癌を発症し入院するまでd宅は出なかった。しかし、生活状況は悲惨で、冷蔵庫の中身に、「私のを食べるな」、「早く出て行け」などと張り紙をされていた。そして、請求人は、癌で苦しんでいる亡Aに「だらしない」などと暴言を吐いていたようである。亡Aの一人娘である利害関係人代理人は、どうにかしなければと、入院中の亡Aの世話などを始めた。亡Aの退院後は、現在利害関係人らが住んでいる、〇〇市〇〇区〇〇〇-〇〇〇〇住宅〇-〇〇〇に3人で生活していた。住民票と住所が異なる理由は、利害関係人代理人自身が前夫から暴力を受け、利害関係人にも危険があったため、裁判離婚後は住民票を移せずにいたためである。しかし、前夫との離婚後〇年たったので、亡A所有の〇〇〇〇のマンション（注：C宅を指す。）

にいずれ引越すため、亡Aも〇〇〇〇に住民票を移した。亡Aが、請求人と別の別居後すぐに住民票を移動しなかった理由は、前記離婚訴訟中で〇〇〇の自宅の権利を主張したかったからである。しかし、平成〇年〇月〇日ころ、医師から余命が〇〇〇日余りと聞かされ、急いで住民票の移動を行った。医師からは、平成〇年〇月〇日付で、亡Aは「自己判断能力を有する」と診断して頂いている。そして、請求人は、亡A入院中や外来通院中の1年半、亡Aと一度も面談することもないまま、離婚訴訟中に亡Aは死亡したものである。

4 以上に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 遺族厚生年金の受給権者に係る生計維持関係の認定に関して、保険者は、「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱い（平成6年1月9日庁文発第3235号社会保険庁運営部年金指導課長通知）」を定めているが、生計維持認定対象者が死亡した者の配偶者であり、住所が死亡者と住民票上異なっている場合に死亡者による生計維持関係が認められるためには、次のいずれかに該当する必要があるとしている。

ア 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき

イ 単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき

(ア) 生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること。

(イ) 定期的に音信、訪問が行われていること。

(2) 上記のような基準は、一般的・基本的なものとしては相当と解されるので、本件をこれに照らしてみると、前

記1の(2)ないし(6)の事実及び請求人と利害関係人らの各主張内容等を総合勘案すれば、亡Aと請求人は、平成〇年〇月ころからいわゆる家庭内別居状態となり、その後、亡Aが平成〇年〇月に悪性リンパ腫により入院し、平成〇年〇月に退院した後、亡Aが死亡するまでの間、両名は同居することがなかったと認められるから、前記(1)のAに該当しないことは明らかであるから、前記(1)のイに該当するものと認められるかどうかが問題となる。

亡Aと請求人の別居は、本件資料によれば、金銭を巡る争い等によるものと認められ、単身赴任、就学又は病氣療養といった事情とは様相を異にする。そして、前記1の認定事実に加えて利害関係人らの主張内容を総合すれば、請求人を原告、亡Aを被告として平成〇年〇月に提起された離婚訴訟は亡Aが死亡するまで継続していたと認められるから、両名の間に、別居を解消し、消費生活上の家計を一つにするという意思があったとみることは困難である。前記2の(2)に記載した、亡Aが無茶な要求さえ取り下げてくださいれば、請求人としては離婚訴訟も取り下げるつもりであったとの請求人の主張は、本件手続の全趣旨に照らしそのまま採用することはできない。また、請求人が亡Aに預金通帳を返した後も、亡Aが電気・ガス・水道等の公共料金を支払っていたとの前記2の(3)記載の請求人主張は、前記1の(5)で認定した事実と符合するものか明らかでなく、すなわち、口座引落としされた電話・電気・ガス代がd宅に係るものかどうか明らかでなく、また、仮にこの請求人主張が事実であるとしても、離婚訴訟中で、別居を続けていた亡Aが請求人の生活に配慮し、積極的な経済的援助をしていたとみることはできず、むしろ、離婚訴訟において、d宅に係る権利を主張したかった亡Aが、その主張の裏付けとして公共料金の支

払を継続していたとみることもでき、それは、死亡する1週間前までd宅から住民票を移さなかった同人の行動と符合するともいえなくもない。さらに、請求人は悪性リンパ腫という重病の亡Aの看護、見舞いをしておらず、退院したことすら伝聞であると認められるから、両名の間には通常の夫婦間で想定される音信、訪問も途絶えていたとみるほかない。以上を総合すれば、前記(1)のイに該当するとみることもできない。

- (3) 以上によれば、請求人は、亡Aの死亡の当時、同人によって生計を維持したものと認めることはできないといわざるを得ないことになるから、原処分は妥当であるというほかなく、これを取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。